

一般社団法人 新潟県歯科技工士会

会員慶弔規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人新潟県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の会員相互扶助の理念により会員慶弔制度の給付基準等を定めるとともに適正な資金の管理運用に資することを目的とする。

第2章 給 付

(給付)

第2条 前条の目的を達成するために、会員の死亡弔慰金、共済金、結婚祝い金、出生祝い金、傷病休業見舞金、火災・災害の見舞金、長寿祝い金の給付及び会員配偶者の死亡弔慰金の給付を行う。

(資格の取得)

第3条 会員は本会への入会が承認された翌月 1 日から給付資格を取得する。

2 ただし、前項にかかわらず第 7 条の出生祝い金については入会が承認された 7 か月目の 1 日から給付の資格を取得する

3 共済金については、取り扱い保険会社の規定によるものとする。

(給付の種別および給付内容)

第4条 慶弔金・共済金の種別及び給付内容は別表のとおりとする。

(特別給付)

第5条 会長が特別な事情があると認めるときは、前条にかかわらず理事会の議を経て慶弔金を給付することができる。

(会員死亡弔慰金・共済金の受給権者)

第6条 会員死亡弔慰金の受給権者は、配偶者とし配偶者がいない場合は会員の法定相続人のうち代表相続人とする。また、共済金のうち死亡・災害保険金受取人は会員死亡弔慰金の受給権者と同一とし、高度障害保険金、障害給付金、入院給付金の受給権者は会員本人とする。

(会員出生祝い金)

第7条 出生祝い金は、会員本人の戸籍に出生時入籍の届出の都度請求することができる。

(火災・災害見舞金の対象物件)

第8条 火災及び災害見舞金の対象物件は、定款第 5 条第 1 号に規定する資格者会員が主に生計を営んでいる住居とする。

(長寿祝い金の受給資格等)

第9条 長寿祝い金の受給資格は、会員が満 80 歳に達したとき取得し、祝い金は満 80 歳

の誕生日の属する月の前月 1 日から請求することができる。

(給付請求書類)

第10条 第 4 条の慶弔金を受給せんとする者は、別表に掲げる書類及びその他本会が必要とする書類を本会に提出することとする。

2 前項の慶弔金給付請求書類は別に定める様式による。

(慶弔金の支給方法)

第11条 慶弔金の支給は、原則として会員本人又は遺族の指定する金融機関口座へ振り込み方法とする。

(受給資格の喪失)

第12条 慶弔金の請求期限は、給付事由発生の日から 2 年間とし、その間に請求行為をしないときは受給資格を失う。

2 慶弔金給付事由発生時に会員の資格を喪失しているときは請求することができない。

3 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、理事会の議を経て、会長が特別な事情があると認めるときはこの限りではない。

(給付金の返還)

第13条 本会入会申込書及び慶弔金給付請求書に虚偽の記載をなし、その他不正な方法によって慶弔金を受給したときは、これを返還せしめるものとする。

(受給権の譲渡)

第14条 会員は、慶弔金受給権を他に譲渡又は他人に供することはできない。

### 第 3 章 慶弔資金の管理及び会計

(慶弔資金の管理)

第15条 会員の慶弔事業を行うための資金の管理は、本会の財産管理及び会計処理規則に基づき、特別会計とする。

(慶弔資金の目的外使用の禁止)

第16条 慶弔資金は、原則として定められた目的のほかこれを流用することはできない。

(慶弔事業の経費)

第17条 慶弔事業の経費は、本会の会員管理及び会費処理規程に定める厚生会費及びその他の収入をもって充てる。

(慶弔資金の決算)

第18条 会長は、一事業年度における会計記録を整理し、財産管理及び会計処理規程に定める決算書類を作成しなければならない。

2 会長は前項に規定する決算書類を理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(臨時措置)

第19条 天災・地変としての他不慮の災害により弔慰金、見舞金の給付理由が多数発生し、理事会において、本規程で予め定めてあることが適当でないことを認められた場合は、総

会の議を経て他の適当な臨時措置を講ずるものとする。

2 前項の場合、総会の議を経る暇がないときは、理事会で臨時措置をし、次の総会の承認を受けなければならない。

3 その他緊急の事由が突発し、特別措置を要する場合もなお第1項の規定に準ずる。

(給付額の変更)

第20条 慶弔資金の残高が著しく増大若しくは減少したときは、総会の議を経て給付額を変更することができる。

(規程の制定と改廃)

第21条 この規程の制定は、一般社団法人新潟県歯科技工士会の総会の議決による。

#### 第4章 附則

第22条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成29年5月27日より施行する。

附則

1. 本規程は、令和元年5月25日より施行する。

会員慶弔規程別表

【慶弔金一覧表】

\*必要書類：慶弔規定給付請求書

種 別		給付等	追加必要書類
会員死亡	死亡弔慰金	1 万 花輪・弔電	死亡が確認できる公的書類 (死亡診断書・除籍謄本)
会員の結婚	結婚祝い金	2 万円・祝電	入籍が確認できる公的書類
お子さんの 出生	出生祝い金 (1子につき)	1 万円	出生児の入籍が確認できる公的書類
傷病休業	傷病休業見舞金 (1か月以上の休業)	2 万円	
火災見舞		2 万円	罹災証明書
災害見舞		2 万円	罹災証明書
長寿祝い金		3 万円	
配偶者の死亡	配偶者死亡弔慰金	5 千円・弔電	

【共済金一覧】

\*必要書類：取り扱い保険会社が定める書類

共済保険の種類	種別	給付等
総合福祉団体定期保険 (加入年齢 満 70 歳 6 か月以下 継続年齢 満 75 歳 6 か月以下)	会員が死亡されたとき 死亡保険金	1 0 0 万円
	会員が所定の高度障害状態になられたとき 高度障害保険金	1 0 0 万円
団体定期保険 (加入年齢 満 70 歳 6 か月以下 継続年齢 満 75 歳 6 か月以下)	会員が死亡されたとき 死亡保険金	4 0 万円
	会員が所定の高度障害状態になられたとき 高度障害保険金	4 0 万円
	不慮の事故・感染症により会員が死亡されたとき 災害保険金	4 0 万円
	不慮の事故により会員が高度障害状態になられたとき 災害高度障害保険金	4 0 万円
	不慮の事故により会員が身体障害(程度により) 状態になったとき 障害給付金	4 ~ 2 8 万円
	不慮の事故により会員が 5 日以上入院(120 日 を限度)をされたとき 入院給付金	1 日 6 0 0 円